

利用者を募集します

問い合わせ 建設課営繕住宅係 ☎内線4216・4217

●木造住宅耐震診断者派遣事業

対象住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅、または併用住宅(2分の1以上が住宅)
- ②在来軸組工法で建築した平屋建て、または2階建て

対象者

- ①対象住宅の所有者かつ居住者
- ②市税の滞納がない人

募集戸数 10戸

費用 無料

※耐震診断者の交通費は負担

●住宅リフォーム促進事業

対象者

- ①住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている人
- ②世帯全員が市税などを滞納していない人
- ③世帯に前年の所得額が600万円を超える人がいない人
- ④市が実施するその他の住宅に対する助成制度を利用していない人

補助対象・条件

- ①住宅の機能や性能を維持、または向上の修繕
- ②市内施工業者により行われる工事であり、工事費(税込)が20万円以上であること
- ③併用住宅の場合は居住部分のみ
- ④本年度中に工事を完了し、報告書の提出ができること

補助額 15万円を限度に工事費の10パーセント以内を補助

●木造住宅耐震改修補助事業

対象住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅、または併用住宅(2分の1以上が住宅)
- ②在来軸組工法で建築した平屋建て、または2階建て
- ③個人が所有し、かつ居住の用に供している
- ※貸家の用に供するものを除く
- ④耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある、または高い」と診断されたもの

対象者

- ①対象住宅の所有者、または居住者
- ②世帯全員が市税などを滞納していない人

対象工事 市内に本店、支店もしくは主たる事業所を有する者、または対象住宅を建築した者に発注する耐震改修工事

※「倒壊しない、または一応倒壊しない」となる耐震補強工事

対象経費 耐震改修設計費、耐震改修工事費、工事監理費

補助額 50万円を限度に補助対象経費の3分の1以内を補助



詳細は、市ホームページでも確認できます。申し込みは工事着工前に、5月1日(金)から建設課営繕住宅係へ。



設置費用を一部補助します

問い合わせ 環境課エネルギー対策室(東原庁舎内) ☎内線77375

対象者

- ①自ら居住する市内の住宅にシステムを設置、またはシステム付き住宅を購入する人
- ②年度内に設置工事を完了し報告書の提出ができる人

- ③世帯全員が市税などを滞納していない人

申し込み 設置工事着工前、またはシステム付き住宅購入前に環境課エネルギー対策室へ(補助金受給者には、設置後の効果調査への協力をお願いします)

●住宅用太陽光発電システム

補助額 7万円を限度に1キロワット当たり1万5,000円(10キロワット未満のシステムが対象です)

●住宅用太陽熱利用システム

補助額 自然循環型は2万円、ソーラーシステムは4万円を限度に費用の10パーセント以内



平成27年度 休日窓口日程表

開設時間 午前8時30分～午後5時

平成27年	4月19日(日)
	5月17日(日)
	6月21日(日)
	7月26日(日)
	8月16日(日)
	9月27日(日)
平成28年	10月18日(日)
	11月15日(日)
	12月20日(日)
	1月17日(日)
	2月21日(日)
	3月27日(日)

■市税の納付方法
市内に本支店がある金融機関、郵便局、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。納付の際には、納税通知書の期別をよく確認してください。※納税できるコンビニエンスストアは、納税通知書に記載されています。

■口座振替をご利用ください
自動的に納税できて安心です。通帳と届け出印を用意して、市内の金融機関、または郵便局で

■休日納税相談窓口の開設
平日に仕事などの都合で納税が難しい人や税金の納付に関する相談がある人は、月1回、日曜日に開設する休日納税窓口をご利用ください。日程は左表のとおりです。

■業務内容
市税の収納 市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

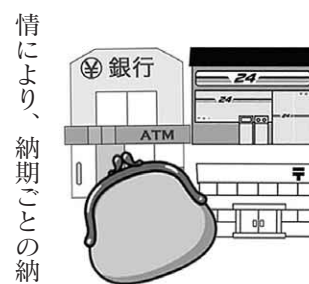
■納税相談 災害や失業などの事

■忘れていませんか？

「納付書をしまい忘れていた」、「残高不足で振り替えできず未納になっていた」などの理由で納税を忘れていませんか？ご確認ください。

■市税を滞納すると
納期限内に納税いただいている大多数の納税者との公正・公平を確保するため、法律の定めにより厳正な滞納処分を執行することになります。具体的には債権総料、年金、売掛金など、不動産(土地、家屋)、動産、自動車などの財産を差し押さえることとなります。納期限内での納付をお願いします。

■問い合わせ 税務課納税係 ☎内線3142、税務課徴収対策室 ☎内線3140へ



■市税を滞納すると
情により、納期ごとの納付が困難な人には、納税相談を行っています。ご相談ください

緑化活動を応援します

問い合わせ 都市計画課都市施設係 ☎内線4223

市では、緑豊かなまちづくりを推進するため、補助金を交付します。ぜひ、ご利用ください。各事業ともに先着順です。事業着手前に申請してください。

緑と花のあるまちづくり事業

- 対象者 市民5人以上で構成する団体や従業員5人以上の事業者
- 対象事業 公衆道路沿線や公共的な施設の敷地内などで樹木や花を植栽するための活動
- 補助額 対象事業費が1万円以上の事業に対し、7万円を限度に事業費の10分の9以内を補助

生け垣奨励事業

- 対象者 市内に土地や建物を所有する人
- ※市税などの滞納がないこと
- 対象事業 自己管理の敷地内で公衆道路に面して3メートル以上の竹木の生け垣を実施するもの
- 補助額 対象事業費が1万円以上の事業に対し、3万5,000円を限度に事業費の10分の9以内を補助

壁面等緑化奨励事業

- 対象者 市内に土地や建物を所有する人
- ※市税などの滞納がないこと
- 対象事業 緑化重点地区内を対象とし、自己管理の敷地内で公衆道路に面して3メートル以上の植栽、また

- は木の植栽(プランター植栽を含む)を実施するもの
- 補助額 対象事業費が1万円以上の事業に対し、3万5,000円を限度に事業費の10分の9以内を補助

